

**社会全体で支える
介護保険制度**

担当 介護保険課

☎046(252)7719
☎046(252)8238

令和3年度介護保険料

介護保険制度では、3年に一度計画の見直しを行いながら、事業を進めています。

市の介護保険サービスなどに必要な費用は、50パーセントを公費(国・県・市)、27パーセントを40歳～64歳の方の保険料、23パーセントを65歳以上の方の保険料で賄っています。

対象者は、年金の年間受給額が18万円以上の方です(一部例外あり)。

特別徴収の方へ仮徴収

介護保険料は所得段階ごとに設定するため、前年の所得が決定する6月以降に算定します。このため、2月に年金から差し引いた金額と同じ額を、4・6・8月支給の年金から「仮徴収」として差し引きます。10月以降は、年額保険料から仮徴収の合計額を引いた金額を「本徴収」として10・12・2月支給の年金から差し引きます。

普通徴収

普通徴収は、市が送付する納付書で金融機関の窓口、コンビニ払い、ペイジー、LINE Payを利用して納付します。銀行・ゆうちょ口座からの自動引き落としも可能です。自動引き落としを希望する場合は事前に申し込みが必要です。

普通徴収となる方

介護保険料の納付方法

次の方は普通徴収で納付します。

- ①年度の途中で65歳になる方
- ②転入した方
- ③年金を受給していない方

特別徴収

特別徴収は、年金からの差し引きにより納付します。

- ④年金の年間受給額が18万円未満の方
- ①②は翌年度以降特別徴収の準備ができ次第、特別徴収に切り替わります。①④のいずれの場合も特別徴収に切り替わる場合は、事前に通知します。

普通徴収の納付期限

普通徴収では、1年分の保険料を6月～翌年3月まで10回に分けて納付します。各納期内の納付をお願いします。

介護保険料の未納があると

保険料に未納があると、滞納処分の対象となる他、介護サービス利用時に制限が発生する場合があります。納期限内に納付できない場合は担当へご相談ください。

介護保険料の減免制度

市では、介護保険料が生活保護受給者を除く第1～3段階の方で生活が著しく困難と認められた方へ、介護保険料を減免する制度を設けています。また、世帯の生計の中心者が、新型コロナウイルス感染症で死亡した方、または重症となった方、あるいは収入が前年より3割以上減少した方の介護保険料を減免する制度を設けています。詳しくは、担当へお問い合わせください。

低所得者の方の食費・居住費の負担軽減や利用者負担額の軽減

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)を利用する場合(ショートステイを含む)の食費、居住費は自己負担となりますが、生活保護受給者や世帯全員が市民税非課税の方(預貯金要件など認定基準を満たす方)は、市へ申請をすることで「介護保険負担限度額認定証」が交付され、負担が軽減されます。

申請は随時受け付けています

申請は随時受け付けていますが、適用は申請した月の初日からです。現在交付している認定証の有効期限は、7月31日(土)です。継続して認定を受ける場合は、毎年申請が必要です。継続して対象となる可能性のある方には、6月中旬に案内と申請書を送付します。また、社会福祉法人などの介護サービスを利用する低所得の方に対し、利用料の負担を軽減する事業もあるので、詳しくは、担当へお問い合わせください。

※非課税世帯を証明する所得の申告がされていないと認定証の発行ができない場合がありますのでご注意ください。

6月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいつでも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、午後1時～4時(第2水曜日(9日)は午後のみ)	☎046(252)8490 (電話相談可)
弁護士	8日夜 9日 15日夜 16日 22日夜 23日	予約制(電話可) 市役所1階相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回のみ(25分以内)、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は一人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政(国に対する要望)	17日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分
行政書士(遺言書等作成)	10日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分
交通事故	15日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時
税理士	25日	1・2月を除く第4金曜日午後1時30分～4時30分
不動産(取引・契約)分譲マンション(近隣・管理組合)	24日 11日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分 毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分(10日まで受け付け)
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 ☎046(252)0220
人権擁護委員(近隣問題など)	8日	毎月第2火曜日午後1時30分～4時(電話相談のみ、事前予約制) ☎046(252)8087 ☎046(252)0220
女性相談(DVなど)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 ☎046(252)0220
駐留軍離職者	17日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550
認知症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時(電話のみ)	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 ☎046(252)8238
障がい者(就業支援)	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午、午後1時～3時(予約制(電話可)) ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ☎046(252)7043
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 ☎046(255)5080
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、午後1時～4時45分(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 ☎046(255)5080
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 ☎046(259)2163
教育(子どもいじめホットライン)	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後5時(電話のみ)	市役所5階教育研究所 担当 教育研究所 ☎046(259)2164 ☎046(252)4311
就学(障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732 ☎046(252)4311

6月6日(日)～12日(土)は危険物安全週間

灯油・ガソリン・油性塗料などは身近な危険物です。これらによる火災は、発生や拡大の危険性が高く、消火も困難です。取り扱いには十分注意しましょう。

令和3年度危険物安全週間推進標語

事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム

住宅用火災警報器

火災発生を警報音や音声で知らせる住宅用火災警報器の設置が平成23年6月1日から義務付けられています。設置していないご家庭は設置をお願いします。設置基準など詳しくは担当へお問い合わせください。

※住宅用火災警報器の交換目安は10年です。定期的に点検をお願いします。

担当 予防課 ☎046(256)2187 ☎046(256)3225

6月に納めていただくのは

▽市・県民税(第1期)▽国民健康保険税(第1期)▽介護保険料(第1期)

※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく(新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください)。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年課☎046(252)8383へ)。